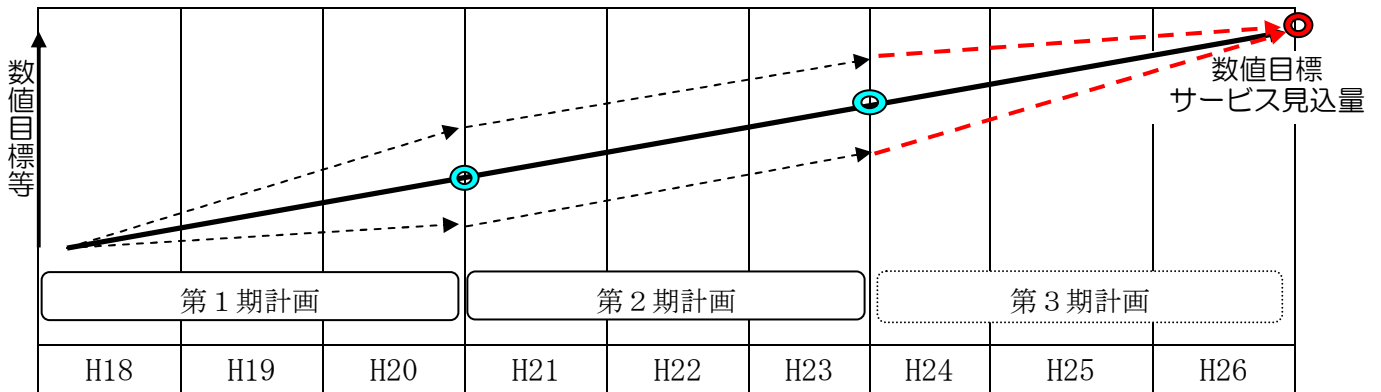


第3期障害福祉計画の策定について

1 障害福祉計画について（第1期～第3期）

第1期及び第2期計画は基本指針に則して、県内のサービス提供者の新サービス体系への移行割合を念頭に置きながら、平成26年度の数値目標及びサービス見込量に至る中間段階としての位置付け。



第3期計画障害福祉計画策定における考え方の前提条件

第2期の進捗状況の分析・評価を基に第3期計画における課題の整理を行い、必要となるサービス基盤整備を見込む。

- **数値目標の考え方**は第2期計画と変更はないが、必要な時点修正を行う。
- 第2期の分析・検討を踏まえて目標値を適正に補正（上方・下方）するとともに、必要となるニーズを踏まえてサービス量を見込む。**退院可能精神障がい者数及びその減少目標値については、国において検討中。**

機械的に数値目標やサービス見込量を定めるのではなく第2期の実績や障がい者のニーズ等を踏まえ適切に見込む。数値目標等は第1期及び第2期からの継続性を確保するため、平成17年度をスタート時点とする。

数値目標等の上方・下方修正は可能だが、安易な数値目標の補正は行わないこと。補正を行う場合は第2期の分析・検討を踏まえ修正理由が明記できるようにする。

- 現在、「障害者自立支援法」に代わる「障害者総合福祉法」（仮称）【平成25年8月までの施行が目標】についての議論が進んでおり、**第3期障害福祉計画は計画期間中に見直すこととなる可能性がある。**

2 基本指針に定める数値目標について
従来からの考え方に変更なし。数値のみ時点修正。

基本指針に定める数値目標（案）

	県	市町村	事項	数値目標（現行）	数値目標（第3期案）
1	○	○	施設入所者の地域生活への移行	平成 23 年度末における地域生活に移行する者の数値目標を設定する。 当該数値目標の設定に当たっては、第1期計画時点の施設入所者数の 1割以上が地域生活へ移行。	平成 26 年度末における地域生活に移行する者の数値目標を設定する。 当該数値目標の設定に当たっては、平成 17 年 10 月 1 日時点の施設入所者数の 3割以上が地域生活に移行することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。 ※児童福祉法の改正により、18 歳以上の入所者について障害者自立支援法に基づく障害者支援施設等として利用させることとした施設を除いて設定する。
				平成 23 年度末の施設入所者数を第1期計画策定時点の入所者から、7%以上削減することを基本	平成 26 年度末の施設入所者数を平成 17 年 10 月 1 日時点の施設入所者から、1割以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。 ※児童福祉法の改正により、18 歳以上の入所者について障害者自立支援法に基づく障害者支援施設等として利用させることとした施設を除いて設定する。

2	○	○	<p>退院可能精神障害者の減少</p>	<p>平成 24 年度までに受入れ条件が整えば退院可能な精神障害者が退院することを目指し、平成 23 年度末までの退院可能精神障害者数の減少目標値を設定</p>	<p>社会的入院の解消に向けての客観的な指標としてどのようなものが適切か、「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」報告書や「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」（平成 22 年 6 月 29 日閣議決定）、「新たな地域精神保健福祉の構築に向けた検討チーム」の検討も踏まえながら本年夏を用途にお示する</p> <p>【検討中との連絡が厚労省からあり】</p> <p>「精神障害者地域移行支援特別対策事業」による平成 23 年度末までの退院者数の目標値については、個別給付化することを踏まえ、廃止する。</p>
3	○	○	<p>福祉施設から一般就労への移行</p>	<p>都道府県においては、「精神障害者地域移行支援特別対策事業」による平成 23 年度末までの退院者数の目標値を定める。</p> <p>福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成 23 年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。</p> <p>目標の設定に当たっては、第 1 期計画時点の一般就労移行実績の 4 倍以上とすることが望ましい。</p>	<p>福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成 26 年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。</p> <p>目標の設定に当たっては、平成 17 年度的一般就労への移行実績の 4 倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。</p>
	○	○	<p>就労支援事業の利用者数</p>	<p>平成 23 年度までに第 1 期計画時点の福祉施設利用者のうち、2 割以上の者が就労移行支援事業を利用することを指す。</p>	<p>平成 26 年度末における福祉施設の利用者のうち、2 割以上の者が就労移行支援事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。</p>
	○	○	<p>就労継続支援事業の利用者数</p>	<p>平成 23 年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3 割は就労継続支援(A 型)を利用することを指す。</p>	<p>平成 26 年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3 割は就労継続支援(A 型)を基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。</p>

4	○	×	公共職業安定所経由による福祉施設利用者 就職者	平成 23 年度において、福祉施設から一般就労への移行を希望する全ての者が公共職業安定所の支援を受けて就職できる体制づくりを行う。	【労働系に係る数値目標については、検討中との 連絡が厚労省からあり】
5	○	×	障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者	平成 23 年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、3 割が障害者の態様に応じた多様な委託訓練を受講することを目指す。	
6	○	×	障害者試行雇用事業の開始者	平成 23 年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、5 割が障害者試行雇用事業の開始者となることを目指す。	
7	○	×	職場適応援助者による支援の対象者	平成 23 年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、5 割が職場適応援助者の支援が受けられるようにすることを目指す。	
	○	×		平成 23 年度末までに障害者雇用納付金制度に基づく職場適応援助者助成金の対象となる職場適応援助者が全国で 800 人養成されることを目指し、その計画的な養成を図ることとする。	
8	○	×	障害者就業・生活支援センター事業者	平成 23 年度において、福祉施設から一般就労に移行する単全ての者が、障害者就業・生活支援センターによる支援を受けられることができるようにすることを目指す。	
9	○	×	障害者就業・生活支援センターの設置数	障害者就業・生活支援センターを拡充し、中長期的には、全ての圏域で 1 箇所ずつ設置することを目指す。	

【参考】島根県の障害者計画及び第2期障害福祉計画における圏域



身近な地域でよりきめ細やかな一定水準のサービスを確保するため、7つの障害者保健福祉圏域（2次医療圏及び老人保健福祉圏域と同一）を設定。

松江圏域及び大田圏域については松江・安来、大田・邑智サービス提供支援圏域を設定し、計9圏域を「サービス提供支援圏域」とし目標数値とサービス見込量を設定。

サービス提供支援圏域名	対象	市町村数
松江サービス提供支援圏域	松江市、東出雲町	2
安来サービス提供支援圏域	安来市	1
雲南サービス提供支援圏域	雲南市、奥出雲町、飯南町	3
出雲サービス提供支援圏域	出雲市、斐川町	2
大田サービス提供支援圏域	大田市	1
邑智サービス提供支援圏域	川本町、美郷町、邑南町	3
浜田サービス提供支援圏域	浜田市、江津市	2
益田サービス提供支援圏域	益田市、津和野町、吉賀町	3
隠岐サービス提供支援圏域	海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町	4

